

平成30年2月16日

一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る 環境影響評価手続の状況等について

1 根 拠

環境影響評価法（平成9年6月13日 法律第81号）

2 事業概要

- (1) 事業者の名称 : 千葉県（都市計画決定権者）
- (2) 事業の種類 : 一般国道の改築の事業（第一種事業）
- (3) 対象事業の規模 : 自動車専用道路（専用部）4車線 延長約15km
一般国道（一般部） 4車線 延長約 9km
- (4) 事業実施想定区域 : 市川市、松戸市、鎌ヶ谷市、柏市、白井市、船橋市

3 計画段階環境配慮書

送付 : 平成30年 1月16日（火）

公告 : 平成30年 1月16日（火）

縦覧 : 平成30年 1月16日（火）～2月20日（火）

住民等意見提出期限 : 平成30年 2月20日（火）

知事意見提出期限 : 平成30年 3月26日（月）

国土交通大臣意見提出期限 : 平成30年 4月16日（月）

4 千葉県環境影響評価委員会に係る審議（計画段階環境配慮書）

- (1) 諮問、審議 : 平成30年 1月19日（金）
- (2) 答申案審議 : 平成30年 2月16日（金）